

社会医療法人養生園 TAOKAこころの医療センター 行動計画

すべての職員がその能力を十分に発揮できるよう、ワークライフバランスを重視し長期就労できるよう次のように行動計画を策定する。

記

1 計画期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間

2 内容

目標① 年次有給休暇の取得率を全部署80%以上にする

《対策》

- ・令和5年4月 年次有給休暇の取得状況の調査・把握
- ・令和5年7月 計画的な取得に向け、各部署にて年次有給休暇の取得計画を策定する

**目標② 子どもの出生時における男性の育児休業の取得を促進する
毎年1人以上の取得を目指す**

《対策》

- ・令和5年4月～ 該当職員にその都度、育児休業の制度の説明をし、取得の意向の確認をする

目標③ 障害者雇用率2.7%を目指す

《対策》

- ・令和5年4月～ 障害者雇用率の現状把握・就労可能な職種を考察
- ・令和5年7月～ 障害者雇用枠の求人出す
インターンシップや実習・職業訓練等を受け入れ、就職に繋ぐ

以上